

## 建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

建築基準法第51条では、卸売市場やごみ焼却場などの特殊な用途に供する建築物で、都市計画においてその敷地の位置が決定していないものは、同条のただし書きの規定に基づき都市計画審議会の議を経たうえで、特定行政庁の許可を得れば建築することができることとなっている。

申請者	敷地の位置（用途地域）	面積	備考（処理施設の種類及び処理能力）
山光金属 株式会社 代表取締役 山辺 葉月	北九州市若松区 響町一丁目13番4 （工業専用地域）	敷地面積： <u>13,223.15 m<sup>2</sup></u> 建築面積： <u>3,296.24 m<sup>2</sup></u> [申請部分1,799.48 m <sup>2</sup> ] 延べ面積： <u>3,271.69 m<sup>2</sup></u> [申請部分1,654.19 m <sup>2</sup> ]	一般廃棄物処理施設 ・ ごみ処理施設 <u>69.9 t/日(5時間)</u>

申請地は付近見取図(資料272-1)に示すとおり。

(建築基準法第51条ただし書きの規定による許可を必要とする理由)

申請者は、当敷地において平成21年度に産業廃棄物処理施設の設置のため、建築基準法第51条ただし書きの許可を取得し、産業廃棄物(廃プラスチック類)の破碎処理施設として操業を行ってきた。

今回新たに一般廃棄物(使用済小型電子機器等)の受け入れが決定し、その一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設)の処理能力が廃掃法で定める基準を上回ることから、建築基準法第51条ただし書きの規定による許可を申請する必要が生じたものである。

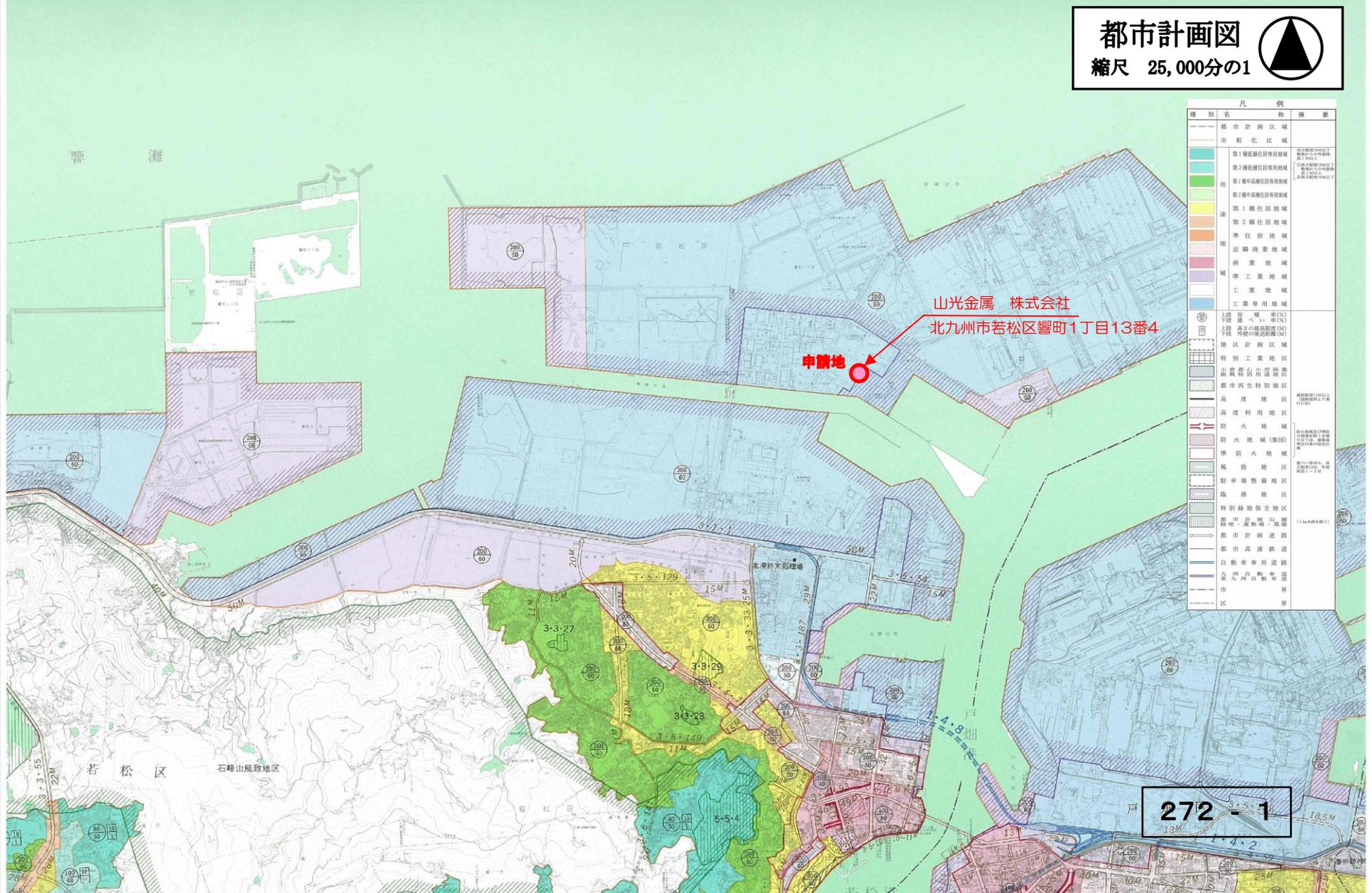
なお、保管場所の増設は1棟あるが、産業廃棄物処理施設と同施設を使用するため、新たな機械の導入等はない。

# 建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 都市計画図

都市計画図  
縮尺 25,000分の1



凡 例	
建 別 名	備 考
都市計画区域	
市街化区域	
第1種低層住居専用地域	
第2種低層住居専用地域	
第1種中高層住居専用地域	
第2種中高層住居専用地域	
第1種住居地域	
第2種住居地域	
準住居地域	
商業地域	
工業地域	
工業専用地域	
土壌汚染規制率(%) 下段 高度利用地区 下段 防火地域(敷50)	土壌汚染規制率(%) 下段 高度利用地区 下段 防火地域(敷50) 防火地域(敷100) 準防火地域 風致地区 駐車場整備地区 臨海地区 特別緑地保全地区 都市計画公園 緑地-運動場-公園 都市計画道路 都市計画鉄道 自動車専用道路 九州自動車道 市界 区界



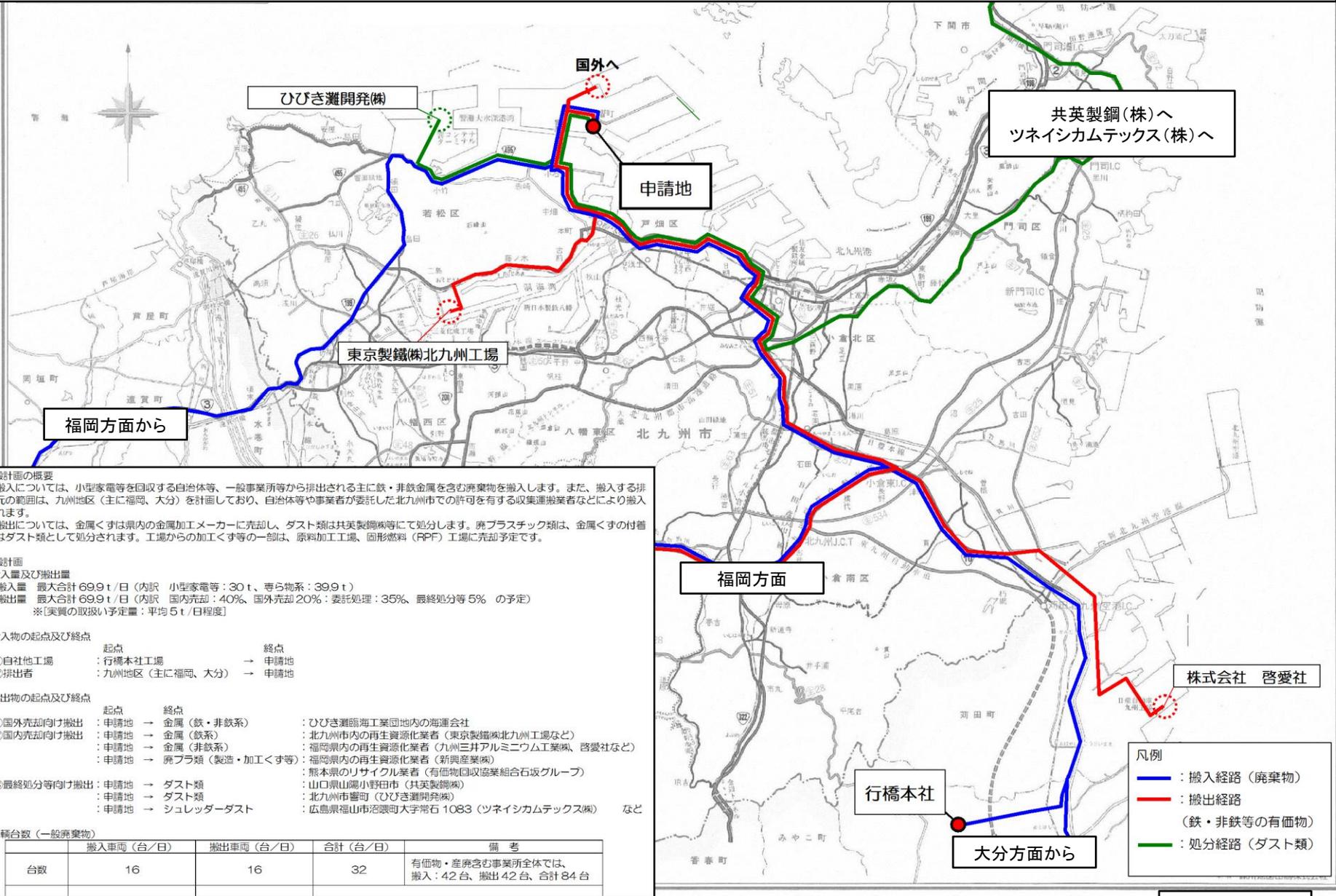
山光金属 株式会社  
北九州市若松区響町1丁目13番4

申請地

272 - 1



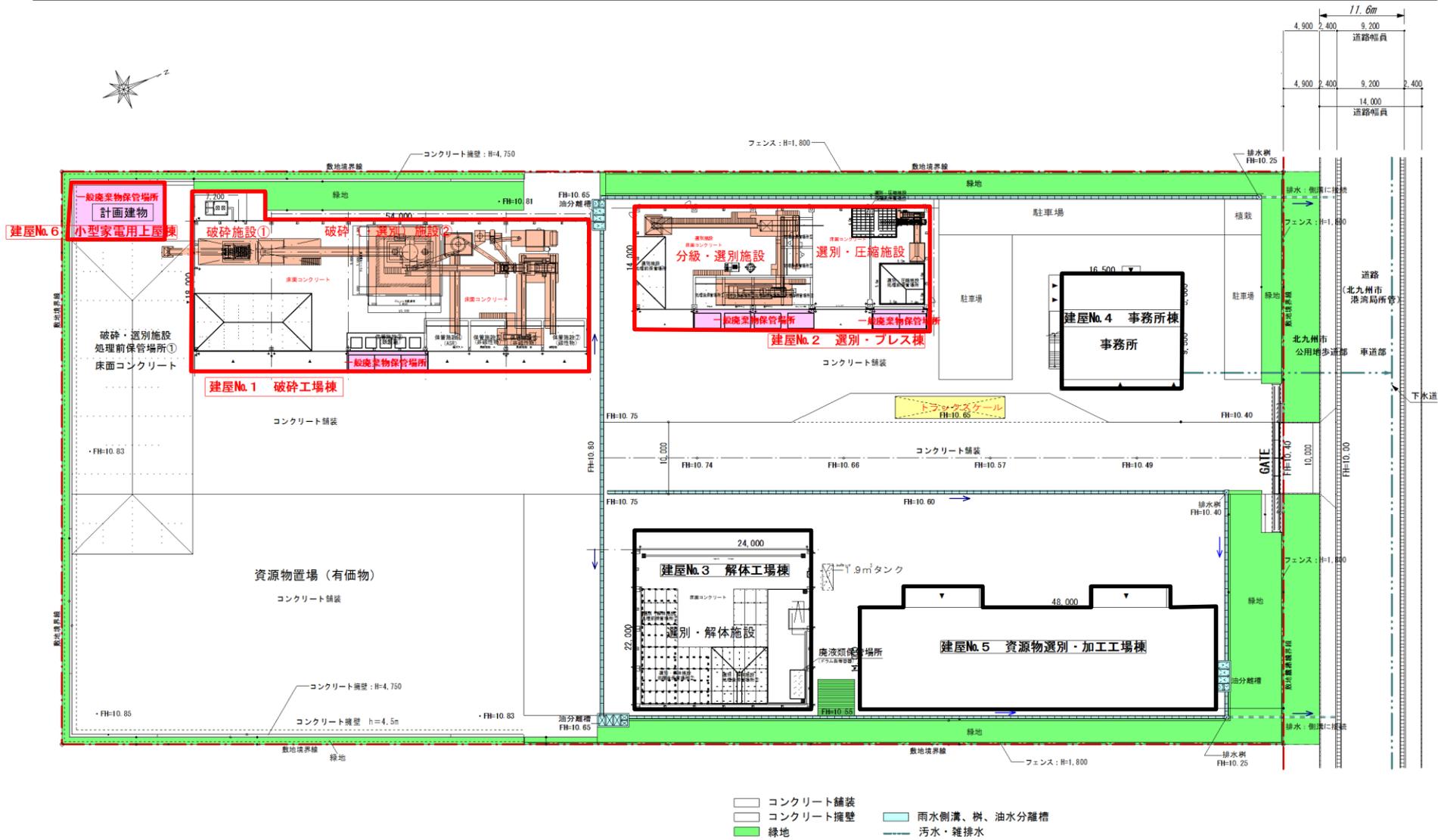
# 建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 運搬計画図 S=1/115,000



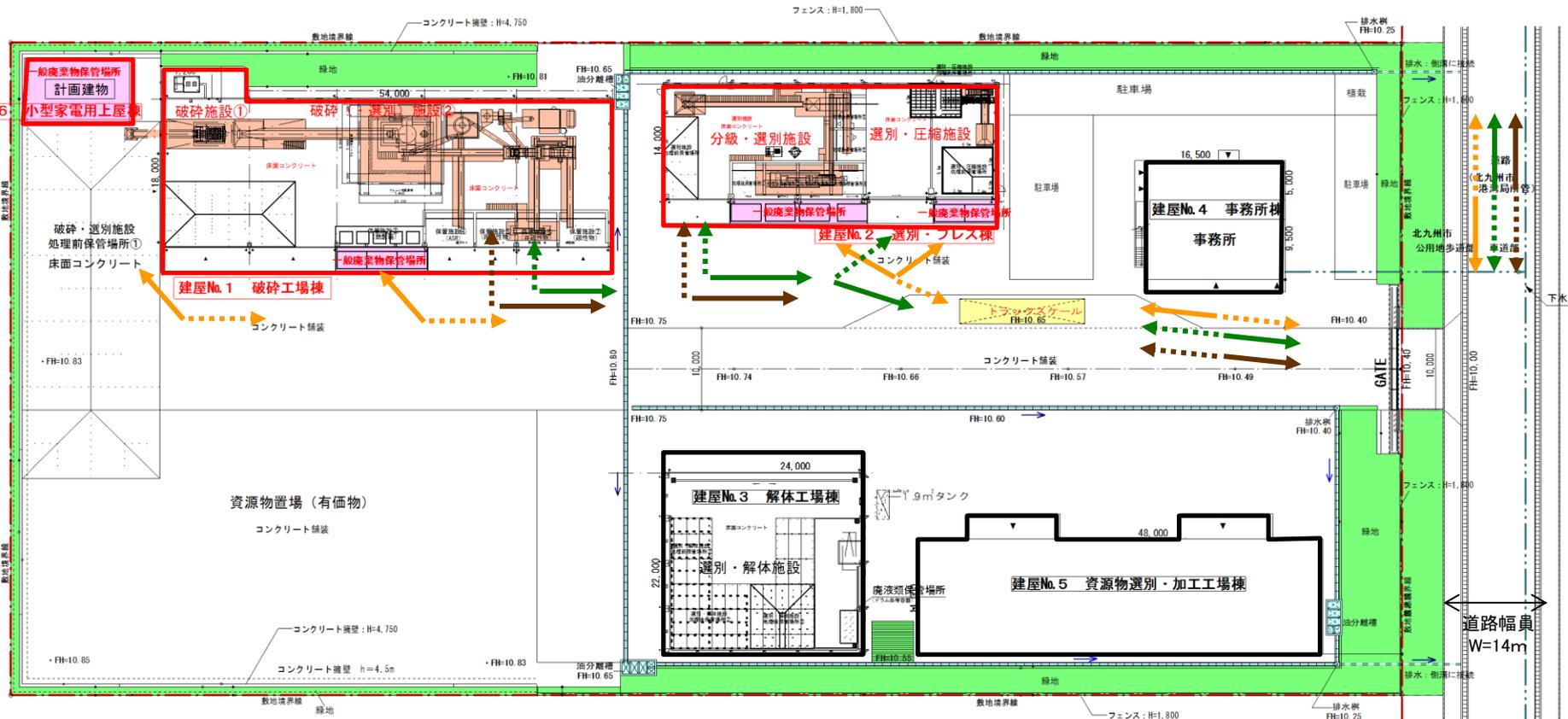
1. 運搬計画の概要  
 搬入については、小型家電等を回収する自治体等、一般事業所等から排出される主に鉄・非鉄金属を含む廃棄物を搬入します。また、搬入する排出元の範囲は、九州地区（主に福岡、大分）を計画しており、自治体等や事業者が委託した北九州市での許可を有する収集運搬業者などにより搬入されます。  
 搬出については、金属くずは県内の金属加工メーカーに売却し、ダスト類は共英製鋼等にて処分します。廃プラスチック類は、金属くずの付着物はダスト類として処分されます。工場からの加工くずの一部は、原料加工工場、固形燃料（RPF）工場に売却予定です。
2. 運搬計画  
 (1) 搬入量及び搬出量  
 搬入量 最大合計 69.9 t/日（内訳 小型家電等：30 t、等ら物系：39.9 t）  
 搬出量 最大合計 69.9 t/日（内訳 国内売却：40%、国外売却 20%；委託処理：35%、最終処分等 5% の予定）  
 ※【実質の取扱い予定量：平均 5 t/日程度】
- (2) 搬入物の起点及び終点
- |       |                |       |
|-------|----------------|-------|
| ①自社工場 | 起点             | 終点    |
|       | ：行橋本社工場        | → 申請地 |
| ②排出者  | ：九州地区（主に福岡、大分） | → 申請地 |
- (3) 搬出物の起点及び終点
- |            |                           |                                       |
|------------|---------------------------|---------------------------------------|
| ①国外売却向け搬出  | 起点                        | 終点                                    |
|            | ：申請地 → 金属（鉄・非鉄系）          | ：ひびき灘臨海工業団地内の海運会社                     |
| ②国内売却向け搬出  | 起点                        | 終点                                    |
|            | ：申請地 → 金属（鉄系）             | ：北九州市内の再生資源化業者（東京製鐵(株)北九州工場など）        |
|            | ：申請地 → 金属（非鉄系）            | ：福岡県内の再生資源化業者（九州三井アルミニウム工業(株)、啓愛社など）  |
|            | ：申請地 → 廃プラスチック類（製造・加工くず等） | ：福岡県内の再生資源化業者（新興産業(株)）                |
|            |                           | ：熊本県のリサイクル業者（有価物回収協業組合石坂グループ）         |
| ③最終処分等向け搬出 | 起点                        | 終点                                    |
|            | ：申請地 → ダスト類               | ：山口県山陽小野田市（共英製鋼(株)）                   |
|            | ：申請地 → ダスト類               | ：北九州市響町（ひびき灘開発(株)）                    |
|            | ：申請地 → シュレッタダスト           | ：広島県福山市沼隈町大字常石 1083（ツネイシカムテックス(株)） など |
- (4) 車輦台数（一般廃棄物）
- |    | 搬入車輦（台/日） | 搬出車輦（台/日） | 合計（台/日） | 備考                                 |
|----|-----------|-----------|---------|------------------------------------|
| 台数 | 16        | 16        | 32      | 有価物・産廃含む事業所全体では、搬入：42台、搬出42台、合計84台 |

凡例  
 〓：搬入経路（廃棄物）  
 〓：搬出経路  
 （鉄・非鉄等の有価物）  
 〓：処分経路（ダスト類）

# 建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 敷地配置図



# 建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 搬入・搬出図



凡例

	緑地
	雨水排水溝
	コンクリート舗装
	許可対象施設

凡例

	搬入(積載車)	小型家電等 専ら物 (一般廃棄物)
	搬入(空車)	
	搬出(空車)	有価物
	搬出(積載車)	
	搬出(空車)	ダスト類
	搬出(積載車)	

# 建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 処理フロー図

